

大情審答申第 489 号
令和 3 年 4 月 16 日

大阪市長 松井 一郎 様

大阪市情報公開審査会
会長 曾我部 真裕

答申書

大阪市情報公開条例（平成13年大阪市条例第3号。以下「条例」という。）第17条に基づき、大阪市長（以下「実施機関」という。）から令和2年2月4日付け大西成総第70号、同月5日付け大平総第55号及び大市民第879号により諮問のありました件について、次のとおり答申いたします。

第1 審査会の結論

実施機関が行った令和元年11月28日付け大西成総第50号、同月29日付け大平総第43号及び大市民第710号により行った不存在による非公開決定（以下総じて「本件各決定」という。）はいずれも妥当である。

第2 審査請求に至る経過

1 公開請求

審査請求人は、令和元年11月15日、条例第5条に基づき、実施機関に対し、請求する公文書の件名又は内容として「平野区・西成区役所事務分掌規則7条2項、区長は、同条1項1号から10号の事務を市民局総務部に所属する職員に補助執行させることができる、ことから兼任又は兼務、兼職の事務取扱をさせる任命、辞令式を含む規則、規程等の文書」と表示して公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 本件決定

実施機関は本件請求に係る公文書（以下「本件請求文書」という。）を保有していない理由を次のとおり付して、条例第10条第2項に基づき、本件決定を行った。

記

平野区役所事務分掌規則及び西成区役所事務分掌規則第7条第2項において、区長はその権限に属する事務のうち、同条第1項第1号から第10号に関する事務を市民局総務部に所属する職員に補助執行させることができると規定しており、当該規定をもって、市民局総務部職員は補助執行対象事務を行うことができるため、それに伴う兼任、兼務又は兼職の事務取扱をさせる任命及び辞令式を含む規則、規程等の文書はないことから、当該公文書をそもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しない

め。

3 審査請求

審査請求人は、令和2年1月6日に、本件各決定を不服として、実施機関に対して、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第4条第1号に基づき、審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張

審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

1 審査請求書

(1) 審査請求の趣旨

本件各決定の取消しを求める。

(2) 審査請求の理由

ア 市民局総務部に所属する職員らは戸籍取扱事務を行なえとすることの過ち。

平野区・西成区事務分掌規則（以下「事務分掌規則」という。）7条2項の規定により、戸籍事務を取扱わせることができるなら、市民局総務部職員はいつでも、どこでも、市内の戸籍謄本等を受付し交付することができる。

本庁4階の市民局総務部職員64名のうち、住民情報担当以外のどの部署に所属していても、総務担当、施設担当、財産活用担当、NPO法人担当に所属する担当者全員も、そして、郵送事務処理センター（以下「センター」という。）に勤務する54名、再任用の嘱託職員ら、非常勤嘱託職員らも含め（計118名）当然に、戸籍事務を取扱わせることができることになる。

イ 人事室長と市民局長との調整が必要で文書は存在する。

さらに、平野・西成の区長が総務部職員らに補助執行させる戸籍事務処理をさせるには、地方自治法158条1項、事務分掌条例、大阪市事務分掌規則、市長直轄事務分掌規則（人事室は、規則第4条非常勤嘱託職員の事務を掌理し同職員を指揮監督する）の規定により、市民局長及び市長直属組織の人事室長との協議（市非常勤嘱託要綱、嘱託職員要綱を根拠）の上、「職員相互応援実施」の要請が必要である。

そして、市長の命令、指示、又は人事室長が定める規定、準則、通達等がなければ、戸籍等事務処理が行えないことから、文書は存在するはずである。平野区長の辞令書、要請書、同意書等がなければ、市民局総務部職員はどこでも、いつでも、市内の戸籍謄本等を受付し交付することができる。

ウ 総務部の住民情報担当以外の部署で戸籍等謄本の発行は違法。

市長が言うとおりなら、任命及び辞令式を含む規則、規程等の文書はなくても、NPO法人担当職員らは、兼任、兼務又は兼職の事務取扱をさせる任命及び辞令を受けずに本庁4階又はNPO法人の場所で戸籍等証明書を発行できることになる。戸籍法違反である。

エ センターの非常勤嘱託職員28名及び大阪市役所住民票・戸籍関係証明書発行コーナーの非常勤嘱託職員4名を北区役所の証明書発行とすため非常勤嘱託職員

らの所属を北区役所とする違法な逸脱がある。

(7) 審査請求人が、別途開示請求した「証明書管理簿一覧」の中で、戸籍謄本の発行場所を北区役所と記載している。

(4) 北区役所の事務分担に所属しないセンターは区長権限を越権し違反する。

- ・北区長はその権限に属する事務のうち、戸籍事務交付等処理の事務を、市民局総務部に所属するセンター職員らに補助執行させることができるとの規定で、「北区役所職員相互応援実施要綱」により、市民局総務部住民情報担当課長代理（センター所長）が「職員相互応援要請書」により北区長に応援を要請したことになる。
- ・北区長は、「職員相互応援人材バンク」の登録職員から選び直属課長と協議のうえ「職員相互応援決定通知書」により応援を命じる辞令がある。
- ・兼任、兼務又は兼職の事務取扱をさせる任命及び辞令式を含む規則、規程等が存在する証拠である。

オ 大阪市非常勤嘱託職員要綱及び大阪市嘱託職員要綱の実施細目、それらの「要綱の実施について必要な事項は、人事室長が定める。」との規定により、内規の文書作成により、兼任、兼務又は兼職の事務取扱をさせる任命及び辞令式を含む規則、規程等が存在する。もし、規則等がなければ、違法な戸籍事務取扱いとなり違法な戸籍事務処理による受付・交付となる。

カ センターは兼務の規則により区役所の戸籍事務を行うことができる。

(7) 横浜市区役所の戸籍課の職員の兼務に関する規則、抜粋

区役所の戸籍課に所属する職員は、その職にある間、辞令を用いることなく、他の区役所（当該職員が本来所属する区役所以外の区役所を言う。以下同じ。）の戸籍課の職員を兼ねるものとする。

(4) 横浜市行政サービスコーナー規則（職員の兼務）第6条から要約抜粋

区役所の戸籍課に所属する職員で、サービスコーナーにおいて事務に従事する職員は、その職にある間、辞令を用いることなく、各区役所の税務課の職員を兼ねるものとする。2項以下省略。

(7) 横浜市民政局区政支援部窓口サービス課の職員の兼務に関する規則、要約（兼務）第1条同サービス課に所属する職員は、その職にある間、辞令を用いることなく、各区役所の戸籍課の職員を兼ねるものとする。

(エ) 横浜市郵送請求事務センター規定（設置）第1条から要約抜粋、

横浜市 市民局 区政支援部 窓口サービス課の職員の兼務に関する規則第2条1号から9号の事務を行うため、同サービス課に横浜市郵送請求事務センター（以下「センター」という。）を置く。

(カ) ところが、大阪市長はこれらの規則、規程等がないと言う。当該文書を作成していない。取得していない。実際に存在しないと言う。

(カ) しかし、事務分掌規則7条4項、西成区長はその権限に属する事務のうち「戸籍…中略、に関する事務を取り扱う電子情報処理組織の管理及び運用に関する事務（これに附随する事務を含む。）を ICT 戦略室及び市民局に所属する職員に補助執行させることができる。」という。これでは、将来、公人又は他人に成り

すまして、電子証明認証番号を取得してパソコン操作によって、戸籍情報が漏洩してしまう。

2 意見書

(1) センター職員について本件請求文書は存在する。

戸籍事務取扱準則制定標準(2019年法務省令和元年7月22日民一第408号通達)、戸籍事務取扱準則第5条第1項に基づき、大阪市北区長が、戸籍事務を取り扱う補助者を選任し、又は移動させたときは、その旨を同5条2項の付録第6号書式で大阪法務局長に報告しなければならない、とする規定がある。

以上のとおり、北区長が戸籍事務補助者を選任し、北区長が選任したセンター職員が、本庁で戸籍事務を行っている事実から、兼任の事例等の書面が存在する。

戸籍事務は、地方自治法2条9項第1号に規定する第1号法定受託事務であり、自治事務と区別されている。なおかつ、その執行費用は国から地方交付税として全額支給されている。

よって、北区長が選任した上記職員費用は、国が国庫委託金として支給しているのであって、大阪市役所本庁舎の職員経費とすることができない。

そして、松井市長が正しい予算執行を行っていない事実を証明するものです。

(2) 証明書発行コーナーの会計年度任用の嘱託職員4名は兼任の事実がある。

上記4名は、大阪市役所1階の証明書発行コーナーにおいて、市民等が請求した住民票・戸籍等法関係の証明書を発行している事実がある。

コーナーの嘱託職員らは、請求書の記載指導、助言、案内、同請求書の受付、証明書の作成、同交付、手数料の徴収及び集計、日計表の作成、問合せの対応、その他必要に応じた対応を行っている事実がある。

そして、証明書発行コーナーの会計年度任用の嘱託職員らは、センターと同じく、本庁の市民局総務部住民情報グループに属するものであるが、北区長が選任した北区役所に属する職員でもあるから、兼任している証拠と言えるものである。

さらに、大阪法務局長に報告した北区長が選任した4名の職員は、戸籍法の戸籍等法等の証明書だけを発行するのではなく、住民基本台帳法の住民票・戸籍の附票等の証明書を発行する職務を行っており、兼任している証拠でもある。そうすると、自治事務にかかる市税からの賃金経費と、1号法定受託事務の戸籍事務の国庫賃金経費は、地方交付税の項目算定から区別しなければならない。よって、兼任等の辞令式等の文書が存在するはずである。万一、この文書が不存在であるなら、松井市長は、ここ補助金と地方税を混同し、誤った支出をしていることになる。

(3) 宿日直職員5名は、宿日直規定「当直員の業務」によれば、死体埋火葬許可証及び死亡胎児埋火葬許可証の発行や災害時発生時の非常連絡等の業務を兼任している事実がある。

またある区役所では、宿日直の大学生アルバイトを募集しているところもあり、そうすると、国から戸籍事務職員の賃金経費を算定しながら、実際は、賃金をピンハネし、非常勤嘱託職員、嘱託職員等の賃金を詐取して、本庁市民局の職員の経費を水増ししていることになる。だから、兼任させておきながら、辞令等の書面を作

成しないという悪質な雇用主となっているのではないか。

- (4) 平野区役所の非常勤嘱託職員も、戸籍事務の届出・受付業務とその他の業務を兼任している事実がある。

平野区役所住民情報担当業務非常勤嘱託職員要綱の4に記載の業務内容は一般地方公務員と同じ業務内容であり、他の業務と兼任している事実でもある。報酬、非常勤嘱託職員の報酬は月額16万8000円である。同じ職場の地方公務員の賃金と比べても安すぎである。

- (5) 平野区役所フロアマネージャーは戸籍事務以外も兼任している事実がある。

- (6) フロアマネージャーは戸籍事務を行っている事実がある。

審査請求人が、戸籍謄本等を請求するため戸籍請求書をボックスから取出し記入後に、女性フロアマネージャー職員が来たので、同請求書を見せると、職員は手に取り、申請者と被取得者との関係を尋ね、取得の目的を聞き、その内容を請求書にメモ書きした。その時、審査請求人は、被取得者と親族である証に、除籍謄本等のコピーを渡し、親族関係を明らかにした。職員は請求書及び戸籍等関係書類をもって、受付カウンターに提出し、控え番号を審査請求人に渡した。この職員の行為はまさに、戸籍法14条の4戸籍の謄本等の交付請求における説明要求に該当することから、区長は、大阪法務局長に同フロアマネージャー職員を選任していることを報告しなければならない。しかし、区長はこれを報告せず兼任の事実を隠ぺいした。

- (7) 同一労働同一賃金に違反する

なぜなら、戸籍事務の取扱において、戸籍登録課係員と梅田サービスセンター及びセンターの嘱託職員、会計年度任用職員、再任用職員らは、戸籍業務パソコンの前では、地方公務員と同一の業務である。まさに同一労働である。非常勤嘱託職員の賃金は月額16万8,000円という。

ところが、戸籍事務だけでも同一労働でありながら、他の業務、住民基本台帳法の業務、審査業務等も兼任させている。

センターの嘱託職員又は会計年度任用職員は1年契約で、月額13万2240円から15万2308円の低賃金の上、再任は2回までの規定。ところが、北区役所在席の地方公務員は、戸籍窓口と住民票・印鑑証明等窓口が別々の業務であるのに、同センター職員らは、両方の業務を加重にさせられ、兼任している事実がある。同センター職員らは、大阪市民局総務部住民情報グループの所属として雇用されている。

戸籍法の規定により、北区長はセンター職員を選任したと大阪法務局長に報告しておきながら、実際は、市民局総務部が1階のセンター職員として雇用しているといいかさまを隠すため、本文書を不存在と決定したと言わざるを得ない。

そうすると、この兼任業務を隠ぺいしての低賃金は、大阪市にとって、とてつもない不利益を被るものである。それは下記に記載する。

- (8) 松井市長は地方交付税の算定に関する戸籍事務経費について正しい資料を、総務大臣に提出していない。

松井市長は正しい賃金による算定を行っていたら、本来なら得られるべき地方交付税が失われている。そのひずみは、嘱託職員、非常勤嘱託職員の得るべき賃金の損失により補っているのだろう。そして、将来に渡り正職員を減らし、嘱託職員を

増やし「はたらけど、働けどくらし楽にならず」と詐取されていく。

(9) 結論

上記のとおり、非常勤嘱託職員、嘱託職員、会計年度任用職員らが、第1号法定受託事務である戸籍法事務以外の、自治事務である住民基本台帳法事務、印鑑登録等事務、各証明書発行事務、審査事務等の兼任を行っている事実を確認した。公開請求した文書を、松井市長は作成していない存在していないという。そして、作成する法的義務がありながら、今後も作成しないという。

その結果、大阪市は得るべき本来の地方交付税が得られず、そして大阪市民らが受けられる行政サービス及び行政受益の機会を失い、さらに、役所に働く非正規の労働者らの正当な賃金は搾取されていく。まさに法の下の不平等である。

正社員地方公務員は、業務がいままでの半分之一になり、予算削減、むだをなくしたと自慢しているが、実体は、1年契約の職員らに倍の業務をさせ、賃金を半減させてなおかつ2回限りの再任と言いながら、やめられては業務上困るので再任を繰り返している。まるでソ連共産主義の世界ではないか。されど、その失われた賃金支給に時効はまだ到来していない。まず、兼任の事実を認めよ。そして、決定を取消し、公開せよ。

3 意見陳述における意見書

- (1) ・区長は戸籍法施行規則の準則、戸籍事務取扱準則（以下「準則」という。）第5条「区長が戸籍事務を取扱う補助者を選任し、又は異動させたときは、その旨を報告しなければならない。」の規定により職員氏名等を大阪法務局長へ報告する義務があります。
 - ・戸籍事務の戸籍謄本等交付は区長職名のみが行えます。
 - ・区長は区外の戸籍謄本等を同区長名で交付できません。
 - ・区長が区外の区役所職員に同区長管轄の戸籍事務をさせることができます。
 - ・平野区長又は西成区長は市民局総務部の職員（センター職員を含む）に同区長管轄の戸籍事務をさせることができます。
 - ・しかし、市民局長は総務部職員に戸籍事務をさせることができません。
 - ・市民局総務部職員に戸籍事務をさせることができるのは区長のみです。
 - ・大阪市役所1階で郵送事務処理センターで戸籍事務を補助執行する職員（会計年度任用職員を含む）は、市民局総務部に所属します。
 - ・北区長は、毎年戸籍事務を取扱うセンター職員を新たに選任又は異動させたときに、上記の準則5条規定により大阪法務局長へ報告しています。
- (2) 準則第5条の報告は区長のみの権限です。だから、区長が戸籍事務を取扱うために職員を選任します。職員を異動させる。そのとき、区長は大阪法務局長に報告します。
- (3) センター職員の所属は市民局総務部のため、市民局長は大阪法務局長に報告することができません。
- (4) そのため、センター職員は、北区役所に所属しながらセンターで戸籍事務を取扱うことになり、実務上も形式上も、兼任、兼職となります。そうすると、任命、辞

令式等の規則、規程、内規等の公文書が存在しなければなりません。

- (5) もし、上記文書がなければ、国の法定受託事務と自治事務の区別がなくなり、国庫補助金、地方給付金、大阪市税支出等の区別も無くなります。そして、いいかげんな大阪市の予算・決算になり、納税者の所得税や地方税の税率が崩壊となります。

さらに、納税者は、適正な納税ができなくなり、憲法 30 条「国民は法律の定めるところにより、納税の義務を負う。」ことができなくなります。その責任は実施機関にあります。

- (6) 業務委託でアルバイト、パートの派遣職員と大阪市任用職員とが同じならば、大阪市サービスカウンター個人番号カード交付申請受付事務募集要項には、「(7) 服務：営利企業への従事(兼業)については可能です。」と記載されています。ということは、市民局総務部に所属する会計年度任用職員が、他の区役所で、プロポーザル方式で選定された他の営利企業に採用されたなら、その任用職員は、平日は区役所で戸籍事務のアルバイトを行い、土曜日曜は、大阪市のサービスカウンターで事務を行っていたら、実体は兼任、兼職に相当します。

- (7) 平野区役所及び各区役所ではプロポーザル方式で業務委託契約され、業者との委託契約書内容と、区役所の派遣された大阪市職員となる従業員の業務仕様に兼業、兼職、兼任、兼務等の文書が記載されているか、また、非公開の内規や手引書等がないか、検証を求めます。

- (8) 市民局の会計年度任用職員が雇用契約書及び業務仕様に、兼業、兼職、兼任、兼務等の文書が記載されているか、検証を求めます。

第4 実施機関の主張

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

1 本件決定を行った理由について

当庁では、本件請求書に記載の事務を市民局総務部に所属する職員に補助執行させることができると規定しており、当該規定をもって、補助執行対象事務を行うことができるため、それに伴う兼任、兼務又は兼職の事務取扱をさせる任命及び辞令式を含む規則、規程等の文書はなく、当該文書をそもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しないため本件決定を行った。

2 審査請求人の主張について

上記1のとおり、当庁は請求対象となる公文書が不存在のため本件各決定を行ったものであるが、対して、本件審査請求では、審査請求人はおおむね下記(1)から(3)までの理由により、請求対象となる公文書が存在するはずであると主張している。

- (1) 各区役所事務分掌規則で規定する「補助執行」では、各サービスカウンター、郵送事務処理センター及び市役所住民票・戸籍関係証明書発行コーナー（以下「各サービスカウンター等」という）で業務従事する職員が戸籍・住民票等の証明書発行事務（以下、「証明書等発行事務」という）を実施することが出来ないため、証明書等発行事務を実施するため兼任、兼務又は兼職の事務取扱をさせる任命、辞令式を含む規則、規程等の文書を作成しているはずであるため、文書の公開を求めている。

- (2) 各区役所事務分掌規則に規定されている「市民局総務部職員」という規定では、総務部に所属する全職員が対象となるため、住民情報業務を実施する職員以外（例：NPO 法人担当職員等）においても証明書発行事務が実施できるものとなり、違法である。
- (3) 市役所 住民票・戸籍関係証明書発行コーナーで発行された証明書に記載される証明書発行場所が「北区役所」と記載されていることについて、北区役所に所属しない職員である市役所 住民票・戸籍関係証明書発行コーナーに従事する職員が、北区役所が発行場所であると記載された各証明書を取扱うことは、北区長が市民局職員（市役所 住民票・戸籍関係証明書発行コーナーに従事する職員）に兼任、兼務又は兼職の事務取扱をさせる任命、辞令式を含む規則、規程等の文書が存在する証拠である。

3 審査請求人の主張に対する反論

まず上記 2 (1) について、本市が各区役所事務分掌規則で規定する「補助執行」は「兼務や兼任」とは別の制度であって、「兼任、兼務又は兼職の事務取扱をさせる任命や辞令式」やこれらを含む規則、規程等は必要とはされておらず、区役所事務分掌規則第 7 条第 2 項により「区長はその権限に属する事務のうち、同条第 1 項第 1 号から第 10 号に関する事務を市民局総務部に所属する職員に補助執行させることができる」と規定することによって「各サービスカウンター等の職員」が「証明書等発行業務」を実施しているため、兼任、兼務又は兼職の事務取扱をさせる任命及び辞令式を含む規則、規程等の文書はないことから、当該公文書をそもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しない。

次に上記 2 (2) について、各区役所事務分掌規則第 7 条第 2 項において、同規則第 7 条第 1 項第 1 号から第 10 号まで及び第 12 号から第 14 号までに掲げる事務を補助執行させる組織を「市民局総務部」と規定しているが、これは、同じく本市の組織について定めた大阪市事務分掌規則で規定する市民局の組織単位のうち、「証明書等発行業務」を補助執行する各サービスカウンター等が属する最小単位である「市民局総務部」を引用しているものである。

市民局においては、大阪市事務分掌規則第 2 条第 14 項の規定により、総務部の中に 5 部署の 6 担当課長を設置し、各職員はそれぞれ、その担当課長の下で業務執行にあたっている。各サービスカウンター等で業務従事する職員は、上記、総務部の中に存在する「総務部住民情報担当」に所属する職員であり、「総務部住民情報サービス担当課長」の管理監督の下、業務執行にあたっており、その他の総務部に所属する職員がすべて証明書等発行事務に従事しているというものではないため、審査請求人の申出である違法行為であるという事実はないものである。

最後に上記 2 (3) について、「各サービスカウンター等」における戸籍、住民基本台帳、印鑑登録等に関する事務については、上記記載のとおり各区役所事務分掌規則の規定により補助執行として市民局総務部職員が行っている。

しかしながら、戸籍事務は戸籍法（昭和 22 年法律第 224 号）に基づき本籍区長の管掌の下に行う事務であり、市民局が設置している「各サービスカウンター等」につい

ては、各所在区の戸籍事務所としての位置づけとなるため、各サービスカウンター等が所在する区の区長権限により戸籍業務を取扱うこととなる。

よって、市役所住民票・戸籍関係証明書発行コーナーで発行された証明書について、証明書発行管理一覧に記載される発行場所が「北区役所」と記載されていることについては、あくまでも区長の管掌の下で行われる戸籍事務の戸籍事務所を記載しているに留まり、そこで従事する職員の所属を北区役所とするものではない為、請求人の申出である違法な逸脱の事実は存在せず、上記2(1)への弁明と同じく、北区長が市民局職員（市役所 住民票・戸籍関係証明書発行コーナーに従事する職員）に兼任、兼務又は兼職の事務取扱をさせる任命、辞令式を含む規則、規程等の文書もないことから、当該公文書をそもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しない。

4 小結

以上のとおり、条例の実施機関である当庁は本件文書を実際に所有していないことから、本件各決定を行ったものである。

第5 審査会の判断

1 基本的な考え方

条例の基本的な理念は、第1条が定めるように、市民の公文書の公開を求める具体的な権利を保障することによって、本市等の説明責務を全うし、もって市民の市政参加を推進し、市政に対する市民の理解と信頼の確保を図ることにある。したがって、条例の解釈及び運用は、第3条が明記するように、公文書の公開を請求する市民の権利を十分尊重する見地から行われなければならない。

2 本件請求文書について

本件請求は、各サービスカウンター等に配置されている市民局総務部所属の職員に対し各区長の権限である証明書等発行業務を兼任・兼務・兼職（以下「兼務等」という。）させる任命、辞令式を含む規則、規程等の文書の公開を求めるものである。

なお、大阪市辞令式（昭和28年9月15日達第12号）によれば、兼職とは、「補職により一般職の職員に2以上の職名を付与する場合又は1以上の職名を付加する場合」をいうとされており、実施機関によれば兼務と兼職は同様の意味で使用しているが、兼任については特に定義はなく使用していないとのことである。

3 争点

審査請求人は、本件請求文書は存在するはずであると主張するのに対し、実施機関は、本件請求文書は存在しないとして争っている。

したがって、本件審査請求の争点は、本件請求文書の存否である。

4 本件請求文書の存否について

(1) 補助執行と兼務等について

実施機関によると、戸籍等証明書発行業務に係る補助執行について以下のとおり

説明する。

ア 戸籍法により戸籍等証明書発行業務は本籍地の区長が行うことと定められているが、市民の利便に資するため、本籍地以外の区役所、出張所及びサービスカウンター等においても交付できるよう業務を行っている。

イ 上記業務を行うに当たり、各区役所事務分掌規則では、区役所の職員は所属区役所以外の区長の業務を、また、市民局総務部職員は各区長の業務を補助することにより、戸籍等証明書を発行することができる旨を「・・・の職員に補助執行させることができる。」と規定している。

ウ 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条の 2 は、「普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務の一部を、当該普通地方公共団体の委員会又は委員と協議して、普通地方公共団体の委員会、委員会の委員長(教育委員会にあつては、教育長)、委員若しくはこれらの執行機関の事務を補助する職員若しくはこれらの執行機関の管理に属する機関の職員に委任し、又はこれらの執行機関の事務を補助する職員若しくはこれらの執行機関の管理に属する機関の職員をして補助執行させることができる。」と規定し、また、同法第 180 条の 7 は、「普通地方公共団体の委員会又は委員は、その権限に属する事務の一部を、当該普通地方公共団体の長と協議して、普通地方公共団体の長の補助機関である職員若しくはその管理に属する支庁若しくは地方事務所、支所若しくは出張所、第二百二条の四第二項に規定する地域自治区の事務所、第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市の区若しくは総合区の事務所若しくはその出張所、保健所その他の行政機関の長に委任し、若しくは普通地方公共団体の長の補助機関である職員若しくはその管理に属する行政機関に属する職員をして補助執行させ、又は専門委員に委託して必要な事項を調査させることができる。」と規定し、行政能率の向上の観点から、地方公共団体の補助機関である職員に、必要な他の執行機関の事務を補助させることを可能としている。

本市では、地方自治法第 180 条の 2 及び第 180 条の 7 に基づく補助執行として、市長と委員会等の間で協議をし、その事務の一部を他方の執行機関の補助職員に処理させている。

その際、執行機関間で、補助執行させる事務の範囲や職員等について「覚書」等を作成している。なお、補助執行に関する協議の方法について、地方自治法には特に定めはない。

また、補助執行させるに当たり、当該事務を処理する職員に対する兼務発令等の人事発令は行っていない。なお、補助執行させるに当たって人事発令が必要かどうかについて、地方自治法には特に定めはない。

エ 戸籍等証明書発行業務は戸籍法により本籍地の区長が行うことと定められ、当該区の区役所職員が処理するものだが、上記アのとおり市民の利便に資するため、本籍地以外の区役所職員や市民局職員にも補助させることができるよう、地方自治法に基づく補助執行に類するものとして扱い、区役所間又は区役所と市民局で協議を行い、本籍地以外の区役所職員や市民局職員が処理する事務の範囲等を上記イのとおり各区役所事務分掌規則に規定している。

また、各区役所事務分掌規則に規定している補助執行をさせるに当たり、兼務発令等の人事発令は行っていない。

(2) 本件請求文書の存否について

当審査会で各サービスカウンター等の職員の人事発令を確認したところ、当該職員について各区役所の職を兼務する記載はないことから、実施機関は当該業務について兼務等の取扱いを行っていないことが認められる。

審査請求人は、本件請求文書が存在する根拠として横浜市「市民局区政支援部窓口サービス課の職員の兼務に関する規則」を指摘することから確認したところ、同規則には、「補助執行」という文言は使用されておらず、「・・・辞令を用いることなく各区役所の戸籍課の職員の職を兼ねるものとする。」と定められていることから、横浜市では市民局区政支援部窓口サービス課の職員は各区役所の戸籍課の職員の職を兼務して交付事務を執行する取扱いをしていることが認められるが、そもそも各区役所の事務を執行する際に当該区役所の職員の職を兼務するかどうかは自治体により異なり、どちらの手続きによる場合もありえるのだから、大阪市において戸籍等証明書発行業務について兼務等の取扱いを行っていないという上記判断を覆すものではない。

なお、本件請求の趣旨は、兼務等に限らず、市民局総務部に所属する職員にサービスカウンター等において戸籍等証明書発行業務を行わせる任命、辞令式を含む規則、規程等の文書を求めていると解することもでき、この点を実施機関に確認したところ、兼務等の公文書ではないが、各サービスカウンター等という特定の場所において戸籍等証明書発行業務を行う設置規程や、各サービスカウンター等の職員が戸籍等証明書発行業務に従事していることがわかる事務分担の公文書は存在することであった。

この点審査請求人に確認したところ、上記の公文書は本件請求文書ではなく、兼務等に係る任命、辞令式等の規則、規程、内規等の公文書を求めるとのことであった。

以上を踏まえると、市民局総務部職員が区長権限の業務である戸籍等証明書発行業務を行っている事実を前提として、兼務等に係る公文書の公開を求める本件請求に対し、兼務等の取扱いを行っている事実はないことからそれらに係る公文書を作成または取得しておらず実際に存在しないとする実施機関の主張に不自然、不合理な点は認められない。

4 結論

以上により、第1記載のとおり、判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

委員 島田 佳代子、委員 玉田 裕子、委員 長谷川 佳彦

(参考) 答申に至る経過

令和元年度諮問受理第15号から17号

年 月 日	経 過
令和2年2月4日	諮問書の受理（諮問受理第15号）
令和2年2月5日	諮問書の受理（諮問受理第16号及び第17号）
令和2年10月9日	実施機関からの意見書の収受
令和2年10月14日	調査審議
令和2年11月13日	審査請求人からの意見書の収受
令和2年12月10日	調査審議
令和3年1月13日	審査請求人の口頭意見陳述
令和3年2月10日	調査審議
令和3年4月16日	答申